

第 12 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 22 日（金）13 時 30 分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2

3. 出席委員 13 人

会長 1 番 内海 武博

会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則

4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之

7 番 鈴木 義昭 9 番 島津 健治 10 番 上野 悟

11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二 13 番 立石 浩一

14 番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 8 番 石井 裕士

5. 議事録署名委員の指名 2 番 作田 博 14 番 兼国 幸秀

6. 議事日程

第 1 付議事項

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（2 件 3 筆）

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（7 件 7 筆）

議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）

第 2 協議事項

（1）農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

第 3 報告事項

（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

（2）農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

（3）非農地証明申請について（3 件 3 筆）

（4）農地改良届出書の受理について

（5）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下げについて

（6）農地法第 5 条の規定による意見聴取について（回答）

（7）農業相談について

第 4 連絡事項

（1）今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1 番 内海 武博）

（開会 13 時 41 分）

事務局 はい、それでは世羅町農業委員会第 12 回総会を開会いたします。注意事項
といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてくだ
さい。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてくだ
さい。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 はい、それでは第 12 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員
は 14 人で、本日の出席委員は 13 人、8 番石井委員さんが欠席の報告があり
ました。次に 13 番立石委員さんから、遅刻するとの報告が入っております。
世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので、総会は成立いたします。本日の総会議事録署名者は、2 番 作
田 博委員さん 14 番 兼国 幸秀委員さんをお願いをいたします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)
「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めま
す。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 6 件報告。
(立石委員入室)

(付議事項)

議長 次に付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局
からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたい
と思います。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしま
すので、よろしくお願いします。

(議案第 51 号)

議長 それでは、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」2
件 3 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 51 号「農地法第 3
条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており耕作が 困難であるため。 (受) 経営農地の隣接地であり、 耕作に便利なため。	槇奥 原田 黒木清	田 1 筆	2,627 m ²

		(渡) 高齢で農業後継者もいないため。 (受) 利用権を設定しているが、所有権を得て安定した経営を行うため。 (譲受人が耕作人のため、利用権合意解約不要)	折重 亀田 正迫	畑 2 筆	5,739 m²
--	--	--	-------------------------	--------------	----------------------------

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について槇奥委員さんより報告をお願いします。

槇奥委員 はい、失礼します。12 月 16 日 9 時半、黒木及び原田両委員と 3 名で申請農地について現場確認を行いました。資料についております、写真を見てもらうと分かると思うんですが、一枚の圃場に今回申請の出た、XXXXXXXXXX 所有の土地と山側の方に XXXXXXXXXX 名義の圃場、一枚の田圃となっております。これをこの二筆の土地を XXXXXXXXXX が、米の方を作付けされております。特に問題となる点はないというのが 3 人の一致した意見でございます。以上で確認の報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について折重委員さんより報告をお願いします。

折重委員 はい、世羅町堀越の推進委員の折重です。よろしくお願いいたします。12 月 16 日(土)に、調査委員としまして、堀越の私と、京丸の亀田委員と、中原の正迫委員と現地調査に伺いました。申請地につきましては、ハウスを建てられて、現在ブドウ栽培をされております。申請地については草刈管理等されておりました。補足ですが、XXXXXXXXXX の、元水田だったところを借りられて、約 30 年前平成 5 年頃から、始めは薔薇の栽培をされておりましたが、十数年前からは現在ブドウ栽培をされております。用水につきましては、ボーリングをされておまして、トイレは仮設トイレを 2 基設置されておられます。雨水等は水路から XXXXXXXXXX の方へ流れる形になっております。周りは XXXXXXXXXX の水稻耕作地で、畔、畦畔並びに水路で仕切られております。現在は XXXXXXXXXX の XXXXXXXXXX が経営をされておりますが、少しずつ息子さんの XXXXXXXXXX の方へ経営を譲って行きたいということで、今回の譲受申請人としては、息子

さん、■■■■ 43 歳となっております。確認した事は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 52 号)

議長 続きまして、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(7 件 7 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 10 ページをご覧ください。議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	畑 1 筆 656 m ²	太陽光発電設備 (始末書提出)	行 吉 勝 見 黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■ ■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	田 1 筆 1,824 m ²	太陽光発電設備	小池要 小池栄 松 田	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■ ■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	田 1 筆 1,032 m ²	太陽光発電設備	小池要 小池栄 松 田	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■ ■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	田 1 筆 1,474 m ²	太陽光発電設備	小池要 小池栄 松 田	第 2 種農地 農用地区域外

■■■■ ■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	田 1 筆 1,088 m ²	太陽光発電設備	松田 堀田 小池栄	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■ ■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	田 1 筆 300 m ²	太陽光発電設備	堀田 松田 小池栄 小池要	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	畑 1 筆 449 m ²	集会所 駐車場 ゴミステーション	柳島 宮迫 村田	第 1 種農地 農用地区域除外 (R5.10.30)

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい。報告します。推進委員行吉が 1 番の■■■■の件について報告いたします。12 月 15 日午後 4 時より、4 時 30 分より黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。場所は■■■■を下って、二つ目の■■■■を、ここを右に、500 メートルぐらい入って、その途中また、200 メートル位右へ入ったところあたりです。この農地は畑ということですが、もう 14、5 年は耕作されておられませんでした。太陽光ということで、土地の造成の計画は、現状のままということです。土砂の流出は、そういうおそれはないです。周辺の農地に対しては、特に影響はない。防除措置はしない。用水計画、用水は必要としないということです。雨水は自然流下で排水路へ流れるということです。汚水は発生しない。その他で法面を含め、2 から 3 回の草刈りを実施されるということで、問題は無いと思われます。もう一つ、始末書の件ですが、15 ページの真ん中の写真で、建物の手前、電柱の横にちょっと白いところがあります。ここがコンクリート、いまの水槽が何か、あの堆肥所かなんか分からないですが、コンクリートが残っています。多分、これの件で始末書が出ていると思います。3 名の意見では問題ないということですが、審議の程よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目から 4 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目から 4 件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

す。

小池要委員　　こんにちは、農地利用最適化推進委員の小池要治です。12月16日の9時30分に現地調査委員、私を含めて3名で現地を確認いたしました。まず、1番の転用する土地から、土砂の流出、崩壊等に対する、これ最初2番ですね、2番の場合ですね、転用する土地から土地の流出、崩壊等に対する被害の防除措置については、現状のまま利用し、土地の造成、整地はしない。2番は、特に被害を生じるおそれはないので現状の土地のまま使用する。続いて2番、周辺の農地の日照通風等に支障を及ぼさないための措置。特に影響はないので防除措置はしない。3番の用水計画。用水は必要としない。4番、排水計画。1、雨水処理。水路への放流、自然流下。2番の汚水、生活雑排水処理。汚水等は発生しない。その他、5番のその他、土地の流出、崩壊、排水等による周辺への被害が生じた場合、速やかに対応し、法面を含め、年2回から3回の草刈りを実施する。これが以上でございます。2番の。続きまして3番、4番についても報告させていただきます。1番、転用する土地の、土砂の流出、崩壊等に対する被害の防除措置。1、土地の造成等の計画。1、現状のまま利用し、土地の造成、整地はしない。2番土砂の流出、崩壊等に対する防除措置。特に被害を生じるおそれはないので現状のまま使用する。2番、周辺の農地の日照通風等に支障を及ぼさないための措置。特に影響はないので防除措置はしない。用水計画。用水は必要としない。4番の排水計画。1番、雨水処理。水路への放流、自然流下。2番、汚水、生活雑排水処理。汚水等は発生しない。その他、5番のその他、土地の流出、崩壊、排水等による周辺への被害が生じた場合、速やかに対応し、法面を含め、年2回から3回の草刈りを実施する。報告は以上でございます。

議長　　はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長　　ありませんか。

議長　　はい、5番委員さん。

5番　　5番宮丸です。要綱の38・39ページを、太陽光の発電設備の設置される近隣へですね、建物が、居住されて居る方は沢山、航空写真で見受けられるんですが、住宅に影響をおよぼさない様に、30メートル以内は、設置しないようにしております。と図面に書かれておりますが、近隣居住者への太陽光設置についての説明等はされているのかどうかを教えてください。

議長　　はい、事務局の方から。

事務局　　はい、宮丸委員からご質問いただきました事項の関係ですが、これは今年の4月から、世羅町太陽光発電事業に関するガイドライン等制定させていただきまして、その中で、まずは様式第1号として設備に係る誓約書とプラス太陽光発電工事の同意書ということで、それぞれの方の同意をいただいたものの書類の写しをいただいておりますので、説明及び同意がなされていると考えております。以上です。

5番　　はい、ありがとうございました。

議長 はい、ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 5 件目について朗読説明。)

議長 はい、5 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、12 月 16 日午前 9 時 55 分頃に、堀田委員、小池栄治委員、松田の 3 人で、現地の確認をしました。転用する土地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害の防除措置についてですが、土地については現状のまま利用し、土地の造成、整地はしない。土砂の流出、崩壊等に対する防除措置。特に被害を生じるおそれはないので、現状の土地、法面のまま使用する。周辺農地の日照通風等についてですが、特に影響はないので防除措置はしない。用水計画について。用水は必要としません。排水計画は、雨水は水路へ放流、汚水は発生しません。その他として、土地の流出、崩壊、排水等による周辺への被害が生じた場合は、速やかに対応し、転用後のその他の管理方法として、業者に委託し、年 2 回から 3 回の草刈りを実施する。とのことでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 6 件目について朗読説明。)

議長 はい、6 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼いたします。農地法第 5 条による許可申請に係る現地確認報告をいたします。本件は、5 条申請による、太陽光発電設備の設置について、所有権移転を申請されたものであります。譲受人、譲渡人は、ただいま事務局から説明がありました申請書の通りであります。当該農地は、大字■■■■の西の端、■■■■との境界でございます、■■■■の旧道でございます、■■■■池の上部に位置する所でございます。現地確認は、12 月 16 日、松田委員、小池栄治委員、小池要治委員と私、4 名で行いました。その他の確認の都合もあり「4 人で一緒に見よう」というようなことにしました。当該農地、■■■■番地は、300 m²で太陽光パネル設置面積は、950 m²となっております。今、事務局から説明がございましたが、今回の申請は隣接する■■■■番地・■■■■番

地と併せて太陽光を設置することとなっております。この ■番地と ■番地は令和元年 8 月の農地パトロールで、B 判定として現時点では非農地となっておりますから、今回の申請には、正式には上がっておりません。しかしながら、■番地、■番地、■番地併せて色々判定をする必要があると思います。お手元の資料の 55 ページを見ていただきますと、そこに写真で ■番地というところが赤くしてあります。その右側、■番地、■番地と併せて今回太陽光設備を設置するということで、その下の ■と ■ですか、いう番地がございますが、ここはもうすでに太陽光設備を設置してありまして、今回の申請によって、これはずーとつながるというような状況になっておりました。転用する土地については現状のまま利用し、土地の造成・整地はしないという計画になっております。周辺農地への影響については、当該農地の南側、上の方は、もう原野となっております。下側は既存の太陽光設備に隣接をいたします。東側も西側も非農地でありまして、周辺への営農上の影響はないものと思われます。雨水はそこの道路の側溝へ放流されるそうです。なお、危険防止のために ■番地、■番地、■番地を包括して全体をフェンスで覆う計画となっております。以上現地報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 7 件目について朗読説明。)

議長 はい、7 件目について柳島委員さんより報告をお願いします。

柳島委員 はい、賀茂地区を担当しております柳島です。申請の土地につきまして、先般の 12 月 15 日(金)午後 1 時より、私、宮迫委員、村田委員の 3 名の現地調査委員で現地を確認いたしました。この土地につきましては、10 cm から 20 cm の盛り土を行い、集会所等が、建設の予定です。土砂の流出防止としては、現状の法面をそのまま利用されます。周辺農地の日照通風については、南側が法面となっており、また、北側には、町道に面しておりますので特に問題は無いと思われます。用水は必要といたしません。雨水等の排水につきましては、既存の排水溝が土地の両端に、1 カ所ずつ、計 2 カ所の排水口があります。そちらに放流されます。汚水等は発生をいたしません。また、法面につきましては、年に 2、3 回の草刈りを実施される予定です。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございます。また、7件目につきましては広島県農業会議へ意見聴取いたします。

議長 続きまして、議案第 53 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」を議題といたします。

産業振興課 失礼いたします。世羅町産業振興課の年宗です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、お配りしております資料に誤りがございましたので、誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。別冊議案第 53 号 3 ページの甲山地区個人の整理番号 2 [REDACTED] の右上の利用権の内容につきまして、田と記載しておりましたが、その他となります。続いて同議案 4 ページの甲山地区個人、整理番号 17、の利用権を設定するものの住所について、[REDACTED] [REDACTED] となっておりますが、正しくは [REDACTED] となります。

また、別冊議案 54 号 3 ページの世羅地区、整理番号 3 の括弧書き内のお名前が [REDACTED] 様となっておりますが、正しくは [REDACTED] 様となります。また、当議案 4 ページの世羅西地区、整理番号 2 の利用権を設定する者の住所について、[REDACTED] 番地となっておりますが、正しくは [REDACTED] となります。同じく同議案の、各地区見出し部分の利用権の転貸を受けるものとなっておりますが、正しくは利用権の設定を受けるものとなります。訂正箇所が多く大変申し訳ございません、今後は誤りのないよう、しっかりと確認をしてまいります。それでは、別冊議案第 53 号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農地利用集積計画（利用権設定）を概略説明）

甲山地区	51 筆 72,417 m ²	世羅地区	105 筆 150,237 m ²
世羅西地区	96 筆 170,111 m ²	合 計	252 筆 392,765 m ²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

5 番 はい、5 番宮丸です。53 号の 3 ページ、先程訂正されたその他というふうな、田圃のところがその他と言われましたが、この 2 ページ目の集計表の一番

下、その他の筆数が2となっていますが、2というのは、内訳は先ほどのその他と後、樹園地というのですかね？木を植えているところがその他になるんですかね。5ページに、その下の部分に、それから7ページの下のところにも樹園地があるので、その他が3になるのかなという気もしましたが、そこらは分かりません。お願いします。

議長 はい、産業振興課。

産業振興課 はい、お答えいたします。申し訳ございません。この集計表のその他についての、集計の方が1筆誤っておりました。こちらの方は、ご指摘の通り3筆となり、他の246筆の方が245筆となります。申し訳ございません。

議長 はい、面積も変更になるそうです。

5番 はい、分かりました。

議長 はい、ほかにはありませんか。

議長 原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第54号)

議長 それでは、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは続いて、別冊議案第54号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集積となります。（以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画（一括方式）を概略説明）

甲山地区	12筆 21,168㎡	世羅地区	24筆 32,369㎡
------	-------------	------	-------------

世羅西地区	4筆 7,182㎡	合 計	40筆 60,719㎡
-------	-----------	-----	-------------

理由につきましては、管理者が高齢で管理が難しいや、利用権の切り替えによるものでございます。説明については以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項・報告事項に

移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしくお願いします。

(議長交代 3 番 折元 文則)

(14 時 28 分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊の協議事項 1 をご覧ください。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、3 年前の総会におきまして協議の方をしていただきまして、決定の方していただいたものをこの度役員改選等ございましたので、新たに見直しをさせていただいたものでございます。指針の詳細につきましては、6 ページ目、7 ページ、8 ページの方に付けさせて、参考資料として付けさせていただいておりますが、7 ページの方ご覧いただきまして、改正農業委員会法律の第 7 条によりまして、「農業委員会は、次にあげる事項について、指針を定めなければならない」というようになっております。その中について、農地の、世羅町におきまして、農地等の利用の最適化推進の方法等、基盤整備強化促進法のところとかですね、そういったところと、後町の基本構想等々、整合を持ちながら、指針を定めるとなっております。その中で、指針を定めるにあたりましては、農地利用最適化推進委員の方に意見を聞いて定める様になっておりますので、事前に農地利用最適化推進委員さん、31 名の方へ意見聴取ということで、文書の方送らせていただきました。その中で意見なしが 26 件、意見ありが 5 件ということでご回答の方していただきまして、そういった意見を反映させていただきまして、指針の方を作成させていただいております。基本的な考え等の中では、事前に資料等送付させていただいておりますので、ご一読していただいているということで、割愛の方させていただきますが、大きな目標といたしましては遊休農地の発生防止・解消についてと、担い手への農地利用の集積・集約化についてと新規参入の促進についてということで、農業委員会の方で担う部分につきまして、それぞれの目標値の方を上げさせていただいております。なお、解消目標とか、集積目標等につきましては、産業振興課の担当係の方と協議の方させていただきますので、目標値の数値等の方は、上げさせていただいております。また、当日配布資料とさせていただきますので、A3 の裏表でさせていただきますものですが、これは、農地等の利用の最適化に関する指針の見直しに伴う中で、最適化推進委員さんからの意見聴取での質問・提案への回答(案)ということでつけさせていただいております。この当日配布資料の小さい方の、A4 です。すみません。

はい。主な意見聴取での質問の中身につきましては、指針の内容というよりは、今後農業委員・最適化推進委員等で、地域計画の関係のものが多くございまして、そういったところの中での質問事項及び回答(案)ということで、こういった所で、本日指針の方が決定いたしましたら、指針と合わせて、最適化推進委員さん、皆さんの方に、こういった意見に関しては、この様に回答させていただきたいと考えております。主なものは、先程お話した通り、地域計画の関

係でのところが多かったかと思います。こちらの提案への回答につきましては、会長と協議をさせていただいて、会長の方で回答の案は作っていただいて、その中でこういったところでさせていただきたいと思っております。本日これが、指針の方が、これで行く決定をしていただきましたら町のホームページに掲載させていただくと共に、広島県の方へ指針を決定したということで送らせていただくことになるのと、先程から話させていただいた通り最適化推進委員の方にも、指針「(案)」を取ったものと、提案への回答、これも「(案)」を取ったもので、それぞれ委員さんの方にも、ご連絡させていただきたいと考えております。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ごさいませんか。

議長 はい。5 番。

5 番 5 番、宮丸です。この指針については問題ないんですけど、これを評価する時期がまた来ますよね。評価の時が令和 8 年の 3 月と、令和 12 年 3 月この時点での評価の、というのは、どこでどのように評価されるのか、教えてください。

事務局 はい、指針に関する評価ということではないんですが、例年一回、毎年一回ですね当初の活動、農業委員・最適化推進委員が活動していただいた目標の実績等について、評価・検討を行うように、例年で行きますと、3 月末か、4 月末にですね、それぞれ活動記録簿等を出していただく中で、集計したもので実際の現状がどうかというところで判断させていただくようになると思いますので、毎年、目標値はそうなんですが、毎年、年一回は現状の確認、点検を含めて来年度の目標、そういった所で整理をさせていただく様になると思います。以上です。

5 番 はい、ありがとうございました。

議長 はい、6 番

6 番 申し訳ないんですが、トイレに行かせてもらいたい。

議長 はい、どうぞ。

議長 それでは、暫時休憩を挟みます。 (休憩 14 時 35 分)

議長 はい。それでは休憩を解いて再開します。 (再開 14 時 37 分)

議長 先程の協議事項について、他に意見はありますでしょうか。

議長 はい。それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、案が成立いたしました。

(報告事項)

議長 はい、それでは、報告事項に移らせていただきます。報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 5 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（３）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（３）「非農地証明申請について」 ３件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（４）「農地改良届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（４）「農地改良届出書の受理について」 １件報告。
 こちらの農地につきましては、先月の総会にて、３条許可妥当とご判断していただきましたので、許可証の方、送付させていただいた後に、 の方から届け出がされたものでございます。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（５）「農地法第５条第１項の規定による許可申請の取下げについて」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（５）「農地法第５条第１項の規定による許可申請の取下げについて」 ３件報告
 今後のことではございますが、許可申請を出される際にですね、盛り土規制法の関係等がどの程度できているか、許可が出る見込みがあるのかというところを申請者等に確認をさせていただいてですね、それを以って受付等させていただいて、今後、議案、総会での議案審議の中に挙げさせていただくと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（６）「農地法第５条の規定による意見聴取について（回答）」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（６）「農地法第５条の規定による意見聴取について（回答）」３件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（７）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（７）「農業相談について」 なし

議長 事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 はい、それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項「今後の日程」 連絡。

議長 そのほかで何かご報告、ありますでしょうか。

議長 はい、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 ・農業委員手帳について
 ・タブレットの使用の関係について

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第１２回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

（閉会 14 時 57 分）